

平成30年10月3日

機業部会員 各位

与謝野町商工会機業部会
部会長 今井 英之
(公印省略)

織物技能訓練センター力織機の営利利用の募集を開始します

与謝野町では、織物業の振興を図るため、創業又は新たな事業分野への進出等を支援する施設として「与謝野町織物技能訓練センター条例」の一部を改正し、織物業への参入や新たな事業展開を行う事業者等に対し、力織機等の営利目的での利用を認める内容で、平成30年10月1日から運用を開始されることになりました。つきましては利用を希望される方は、下記要領で申請してください。

1. 申請受付開始

平成30年10月15日（月）から

2. 申請方法

平成30年10月15日（月）午前10時以降に、与謝野町織物技能訓練センター（TEL 0772-42-2575）に電話連絡を行い、利用申請書を提出してください。

利用承認については、与謝野町織物技能訓練センターで申請内容を審査した後、申請者へ連絡します。

3. 使用料一覧

施設名又は 附属設備名		使用料	
		技術習得 (営利を目的としない場合)	創業等支援 (営利を目的とする場合)
各室		1時間当たり100円	1日当たり 1,000円
力織機	小幅・広幅	1時間当たり200円	1月当たり 75,000円
	レピア	1時間当たり200円	1月当たり100,000円
手機		1時間当たり100円	
準備機		1時間当たり100円	

※製織に必要な原材料については、利用者負担となります。詳細については、与謝野町織物技能訓練センターにお問い合わせください。

4. 附属設備等

(1) 力織機：6台（※機拵え等は、織物技能訓練センターにご確認ください。）

- ① 4丁：1台（ダイレクトジャカード付）
- ② 8丁：1台（ダイレクトジャカード付）
- ③ 12丁：1台（ダイレクトジャカード付）
- ④ 落とし打ち織機：1台（ダイレクトジャカード付）
- ⑤ 広幅6丁：1台（ダイレクトジャカード付）
- ⑥ レピアER織機（ダイレクトジャカード付）

(2) 手機：19台

- ① ジャカード付き：3台
- ② ジャカード無し：16台

(3) 準備機：糸繰り・撚糸機・コーン揚げ機・総揚げ機 等